

2019.12.02

## ESG リスクトピックス <2019 年度第 8 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

### 今月の主なトピックス

#### Environmental—環境—

##### ■ 気候変動 ■

##### 日立製作所、気候変動シナリオ分析の結果を公表

日立製作所は9月24日、「サステナビリティレポート2019」と『日立環境イノベーション2050』と環境価値創出に向けた取り組み」を公表した。その中で、同社はTCFD提言\*に基づき、鉄道システム、自動車関連、水システム、発電・電力ネットワーク関連、情報システム関連の5事業を対象に、2℃、4℃の2つのシナリオを想定してシナリオ分析を行った結果を紹介している。

またCO2排出削減の設備投資を促進するために、本社、100%子会社、上場子会社4社について、2019年度投資分から社内炭素価格制度を導入するとしている。制度におけるCO2仮想価格は、1トン当たり5,000円に設定した。

\* 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の略称であり、2017年6月に投資家や企業が気候変動による事業リスクと機会について評価、開示し、投資判断に組み込むための枠組みを提言する報告書を公表した。TCFDの提言に対して、2019年11月14日時点で893の企業、法人、政府機関が賛同を表明している。

（参考情報：2019年9月24日付 日立製作所 HP：

<https://www.hitachi.co.jp/IR/library/presentation/190924/190924-2.pdf>

##### ■ エネルギー ■

##### 中小企業などが使用電力をすべて再生可能エネルギーに置き換える枠組み「RE Action」が発足

中小企業や自治体などが、使用電力を再生可能エネルギー100%で賄うことを目指す枠組みである「再エネ100宣言 RE Action」が10月9日に発足した。これは大企業など消費電力が10GWh以上の企業や団体が再生可能エネルギー100%を目指す枠組みである「RE100」の中小企業版と言え、消費電力が10GWh以下の企業や団体が対象となっている。加盟企業は2050年までに使用する電力をすべて再生可能エネルギーで賄うことが求められ、毎年進捗を報告する必要がある。発足時点で28の企業・団体が参加し、6つの官公庁・地方自治体等がアンバサダー団体となっている。

（参考情報：2019年10月9日付 再エネ100宣言 RE Action HP：<https://saiene.jp/news/80>）

## ■ サーキュラー・エコノミー ■

**プラスチックに関する国際イニシアティブ「New Plastics Economy Global Commitment」、初の年次報告書を発表**

エレン・マッカーサー財団\*および国連環境計画(UNEP)は10月23日、国際イニシアティブ「New Plastics Economy Global Commitment」の最初の年次報告書を発表した。同イニシアティブは、プラスチック廃棄物の削減や、プラスチックによる汚染の防止を目的に2018年10月に発足したものであり、400以上の企業、政府組織などが参加し、積極的な取り組みを宣言している。

本報告書では、イニシアティブに参加する176社の企業と14の政府の取り組み状況が調査された。調査により、主に以下の点が明らかとなっている。

- ・イニシアティブは2025年までに全てのプラスチック包装を再利用、リサイクル、コンポスト可能にする目標を設定しているが、現時点の進捗は約60%である。
- ・参加企業のプラスチック包装のうち現時点で再利用可能なものは3%に満たない。
- ・参加企業は2025年までに包装でのリサイクルプラスチックの使用を5倍に増加させることを宣言している。

\* サーキュラー・エコノミーへの移行を推進することを目的に2010年に設立された英国の慈善団体。

(参考情報：2019年10月23日付 エレン・マッカーサー財団 HP ほか：<https://www.ellenmacarthurfoundation.org/news/first-annual-new-plastics-economy-global-commitment-progress-report-published>)

## Social—社会—

## ■ 情報信託 ■

**総務省と経済産業省が「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」を公表**

経済産業省10月6日、企業等の参入意欲が高まっている情報銀行（個人情報をもとに資産として管理・運用する民間機関）の定義や認定要件をまとめた「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」を公表した。2018年6月公表の同指針 ver.1.0 にその後の状況変化（総務省による情報銀行の実証事業や各企業における情報銀行参入検討など）などを加味。クレジットカード番号と銀行口座番号を認定対象の個人情報に追加するなど、広範な個人情報を取り扱う情報銀行の実現に向けて、踏み込んだ内容になっている。

(参考情報：2019年10月8日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191008003/20191008003.html>)

## ■ ハラスメント ■

**厚労省がパワハラ防止法指針案を提示。労働弁護団は修正求め緊急声明**

厚生労働省が10月21日の審議会に示したパワハラ防止法の指針案を提示した。指針案は、6つの行為類型\*ごとにパワハラに該当する例・しない例を提示したもの。年内の指針策定を目指す。

一方、日本労働弁護団は同日、厚労省の指針案は「パワハラ助長につながるなど重大な問題がある」として修正を求める緊急声明を発表した。同弁護団は、「パワハラ」の範囲を職務上の上司部下関係に限定するなど矮小化している」や「パワハラに該当しない例の提示は企業に言い訳を与え、パワハラ助長につながる」などの問題点を挙げた。

\* 「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」、「個の侵害」

(参考情報：2019年10月23日付 同省 HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07350.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07350.html))

日本労働弁護団 HP：<http://roudou-bengodan.org/topics/8622/>)

## ■ ワークライフバランス ■

**日本マイクロソフトが週休3日制を軸とした自社実践プロジェクトの効果測定結果を公開**

日本マイクロソフトは10月31日、働き方改革に関する自社実践プロジェクト「ワークライフチョイス\* チャレンジ 2019 夏」の効果測定結果を公開した。同プロジェクトは、週勤4日・週休3日制等を軸とした取組であり、削減や最小化を目標とする指標群（例：就業日数）、活性化や増加を目標とする指標群（例：リモート会議実施比率）、社員の気持ちや印象を確認する指標群（例：週勤4日・週休3日制度に対する評価）の3つの観点で効果測定を行った。プロジェクトを通じて、各指標群における成果に加え、社員の休暇取得や福利厚生プログラムの活用が促進される効果も見られた。同社は測定結果を踏まえ、2019年冬に「多様な働き方への“主体的・自律的”チャレンジ」「チャレンジの“輪”を広げる」をテーマとした実践プロジェクトを実施するとしている。

\* 同社の働き方改革の基本理念。社員一人一人が、仕事や生活の事情や状況に応じた多様で柔軟な働き方を、自らが選択できる環境を目指すもの。

(参考情報：2019年10月31日付 日本マイクロソフト HP :

<https://news.microsoft.com/ja-jp/2019/10/31/191031-published-the-results-of-measuring-the-effectiveness-of-our-work-life-choice-challenge-summer-2019/>)

## Governance—ガバナンス—

## ■ IT ガバナンス ■

**経団連、取締役向けにサイバーリスク管理の手引きを公表**

日本経済団体連合会（経団連）は10月31日、取締役がサイバーリスクへの対処策検討時に考慮すべき事項を整理した「サイバーリスクハンドブック（取締役向けハンドブック）」を公表した。サイバーリスク管理のための5つの原則や取締役自身のセルフチェックリストを含む各種評価・管理ツールなどを掲載している。全米取締役協会などが作成したハンドブックの日本版。

\* 「環境関連の重要な機会とリスクを、企業価値向上に向け経営戦略に取り込み、企業価値にもつなげつつ環境への正の効果を生み出している企業」（本基準より）。

(参考情報：2019年10月31日付 日本経済団体連合会 HP :

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cybersecurity/CyberRiskHandbook.html>)

## ■ ガバナンス ■

**公正取引委員会、デジタルプラットフォーマーの取引慣行等の実態調査結果を公表**

公正取引委員会は10月31日、デジタルプラットフォーム\*の運営事業者と利用事業者の取引慣行の実態について、調査結果を公表した。本調査は、デジタルプラットフォームを通じた取引が急速に拡大する一方、特定の運営事業者による市場の独占・寡占や利用事業者に対する優越的な地位が生じやすいことを背景に、同市場の実態把握のため実施されたもの。

本調査結果では、市場における運営事業者の地位をふまえ、運営事業者が「取引先に不利益を与える行為」「競合事業者を排除し得る行為」「取引先の事業活動を制限し得る行為」を独占禁止法上の問題となりうるものとし、具体的な行為例を示した。また、例えば運営事業者の検索アルゴリズムの情報を開示させる等、取引の公正性・透明性を高める取り組みの必要性にも言及した。

今後も同委員会は、独占禁止法の執行のみならず関連業法による適切な規制、データ移転・開放のための仕組みの導入、個人情報保護の適切な保護といった観点から、引き続きデジタルプラットフォームにおける適正な競争環境の整備を進めるとしている。

\* インターネット上で販売・宣伝活動等を行う利用事業者に対し、運営事業者が提供する基盤サービス（例：オンラインモール、アプリストア等）のこと。

(参考情報：2019年10月31日付 公正取引委員会 HP：

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031\\_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031_2.html)

## 全般・その他

### ■ 全般 ■

#### 国連、SDGs 達成へ民間資金の活用拡大目指し経営者ネットネットワークを立ち上げ

国連は10月16日、SDGs 達成に向けた民間資金の活用拡大を目的に、「Global Investors for Sustainable Development alliance (GISD)」を立ち上げた。GISD はグローバル企業や機関投資家の経営者30人で構成。日本からは年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) の水野弘道理事兼 CIO が参画している。民間資金の活用拡大に向け、障壁となっている政策の変革やインセンティブ向上を目指し、今後2年間でSDGs 分野への長期ファイナンスや経営資源創出を促進する手法を検討する予定。

(参考情報：2019年10月16日付 UN HP: <https://www.un.org/sustainabledevelopment/blog/2019/10/gisd-alliance/>)

### ■ 全般 ■

#### 中央銀行の世界ネットワークが、各国中銀に ESG 投資を促すアピール

気候変動に関する金融リスクを検討するための中央銀行・金融当局ネットワーク (NGFS) は10月17日、各国の中央銀行に、資金運用で ESG 責任投資ガイダンスに基づいた投資の採用を促すアピールを発表した。具体的には、ネガティブスクリーニング (投資銘柄から除外するための基準の設定) やインパクト投資 (社会的事業を行う企業や組織、ファンドへの投資) を推奨する。

(参考情報：2019年10月17日付 NGFS HP：

<https://www.ngfs.net/en/communique-de-presse/ngfs-publishes-sustainable-and-responsible-investment-guide-central-banks-portfolio-management>)

### ■ 全般 ■

#### Climate Action 100+がレポートを発表、パリ協定との乖離に課題。

世界の主要な機関投資家で構成し、企業に温室効果ガスの排出削減を求める Climate Action 100+が10月2日に発表した2年間の活動レポートによると、二酸化炭素排出量が多い世界161社のうち70%は、長期的な排出削減目標を策定していることが分かった。一方で、パリ協定の目標 (産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑える) と整合した削減目標を設定する企業は9%で、気候変動リスクを戦略的なビジネスリスクと捉える企業が依然少ないことも明らかになった。

(参考情報：2019年10月2日付 Climate Action 100+ HP：

<https://climateaction100.files.wordpress.com/2019/10/progressreport2019.pdf>)

## 今月の『注目』トピックス

### <ガバナンス>

○政府、会社法改正案を閣議決定。取締役報酬の開示強化や社外取締役の設置義務化などが柱  
(参考情報：2019年10月18日付 法務省 HP：[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00252.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html))

政府は10月18日、取締役報酬の開示強化や社外取締役の設置義務化などを柱とする会社法改正案を閣議決定した(11月12日に衆院で審議入り)。

本改正法案は、会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱を踏まえたもの。コーポレートガバナンスの強化を通じた企業活動や株式市場の透明性の確保を目的としており、特に次の3点は、企業におけるガバナンス関連方針や実務への影響が大きい改正項目として注目される。

#### ① 取締役報酬等の開示強化

これまで取締役の報酬のうち取締役会が決定し、開示義務がなかった配分・付与手法などについて、本改正法案では開示を義務付けた。

#### ② 補償契約(会社補償)、役員等賠償責任保険契約(D&O保険)の明記

取締役等が業務上の損害賠償を求められた際に、企業が一定範囲内で弁護士費用や賠償費用を補償できる(補償契約)ことを明確化した。併せて、取締役等が負担する賠償費用等を一定の範囲内で補填するD&O保険(個々の取締役を被保険者とする企業と保険会社との間の契約)も明文化した。

#### ③ 社外取締役の設置義務化

社外取締役の設置義務を新たに規定化した。これを受けて、社外取締役を置かない場合に、株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明する義務は廃止となる。

## Q&amp;A

**Question**

当社では年に一度リスクリスト（組織を取り巻くリスクを一覧化したリスト）を用いてリスクの洗い出しを行い、「影響度」と「発生可能性」で評価を実施しています。しかし、そのアウトプットについて、経営層から「自分の問題意識と異なる」と指摘を受けてしまいました。実効性のある取組とするためにはどうすればよいのでしょうか？

**Answer****1. リスクリストを用いたリスクアセスメントとは**

リスクリストを用いたリスクアセスメントとは、本稿では「地震」「火災」「情報漏洩」「独占禁止法違反」「セクハラ・パワハラ」などのリスク項目ごとに「影響度」と「発生可能性」を「大・中・小」などの大きさで評価し、その集計に基づくリスクマトリクスを作成し、企業の重要リスクを選定する手法を指します。

**2. リスクリストを用いたリスクアセスメントで陥りやすい問題点**

リスクリストを用いたリスクアセスメントには、組織内で共通のリスクリストを作成することにより、組織内のリスクの定義・呼称が統一され、各部門の目線が合うという良い面もある一方で、以下のような事象に陥りやすいという問題点もあります。

- ① リスクリストの項目が自社に則した内容となっていない  
汎用のリスクリストを用いている場合、自社の事業や業務内容に結び付いたリスクの把握は困難なので、自社固有の重要リスクを見落とししてしまう恐れがあります。
- ② 顕在化した事象（ヒヤリハットを含む）を積み上げてリスクリストを作成している  
社内で直近顕在化または顕在化しそうになった事象をリスク項目として一覧化しているケースが見受けられます。それらの再発防止も重要な取組の一つですが、外部環境の変化によって新たに発生するリスクや全く想定していなかった事象が発生した場合、適切にリスクに対応できない恐れがあります。
- ③ 企業として考慮すべき影響度の指標が抜けている  
影響度の評価をする際に財務的指標で評価されているケースが多くみられますが、企業にとっての影響は財務的なものに限った話ではなく、財務的影響の低減だけのために本来リスクマネジメントを行っているわけでもありません。そのため、財務的指標のみで評価を実施している場合、本来その企業が対応すべき重大なリスクを見落とす可能性があります。

**3. これからのリスクアセスメントに求められること**

内部環境・外部環境、ステークホルダーからの期待等、企業経営を取り巻く状況は日々目まぐるしく変化しています。こうした中、企業は目先の損失防止・低減だけ考えればよいのではなく、「何をリスクと考えるのか」「自社として何を守りたいのか」をふまえてリスクマネジメント及びその一部であるリスクアセスメントを設計していく必要が出てきました。加えて、今年1月の「企業内容等に関する内閣府令」の改正により、有価証券報告書上の「事業等のリスク」の記載

の拡充も求められ、既存のリスクアセスメント取組の見直しを検討している企業も少なくありません。では、実効性のある取組にするためにはどうすればよいでしょうか？

- ① リスクの洗い出しのために把握すべきこと
  - A) 自社が影響を及ぼす範囲
    - ・ 自社のバリューチェーンや業務フローの中でのステークホルダー
    - ・ 上記で必要となる経営資源
  - B) 自社のおかれている状況
    - ・ 外部環境・内部環境の変化
    - ・ 経営方針・事業目標
  - C) 自社のリスクとなりうること（下記を阻害する要因）
    - ・ ステークホルダーから期待されていること
    - ・ 自社として果たすべき責任

リスクの洗い出しを行う際にはまず、自社が影響を及ぼす範囲や自社の状況を把握することが重要です。そのうえで、自社のリスクとなりうること（ステークホルダーへの責任を果たせなくなる事象や経営資源を利用できなくなる事象）を項目・シナリオごとに整理することにより、自社に則したリスクの洗い出しが可能になります。

- ② リスクの分析、評価のために検討すべきこと  
「自社として守るべきもの」を明らかにし、その内容をリスク評価の軸に入れ込むことが重要です。「人命」「環境」「事業継続」「信用」など、何をリスクと考えるかは企業によって異なります。自社にあった評価軸を作成することにより、経営層が重要リスクを特定する判断材料としてより有益な情報となります。
- ③ 重要リスクの特定のために検討すべきこと  
重要リスク決定の最終判断は経営トップが行うべきものです。リスクマトリクスで上位に位置するリスクをそのまま上程し、追認することは本来あるべき姿ではありません。「影響の大きさ」の他にも「外部・内部環境の変化」「既存対策の進捗状況」「事業目標や今後の事業展開への影響」といった重要リスクの選定基準を設け、経営が重視する価値との整合性、対策の有効性、自社の実力などをふまえた結果を上程することが望まれます。

リスクリストを用いたリスクアセスメントを実施することはオペレーショナルリスクの現状把握には有効です。しかし、マトリクスを作ることがゴールとなり、本来の目的である自社の重要リスクの特定やリスク低減に向けた優先順位付けを行う判断材料が出てこなければ意味がありません。また、洗い出し担当者の負担をかけているにも関わらず、期待されたアウトプットが出てこない場合、結果として取組自体が形骸化してしまいます。現在の自社のリスクアセスメント取組のどこに問題があるのか常に見直しを行い、実効性のある取組とすることが望まれます。

リスクマネジメント第三部 統合リスクマネジメントグループ  
主任コンサルタント 佐々木 愛

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部**  
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)  
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)  
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)  
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019